

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西24条北4丁目5番地の4
氏 名 株式会社 北海道エコシス
代表取締役 鍛冶 彰男 様

令和6年7月10日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可をします。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	浄化槽汚泥、引っ越しゴミ・遺品ゴミ等
営業所の所在地及び名称		帯広市西24条北4丁目5番地の4 株式会社 北海道エコシス
許可期間		令和6年 7月22日から 令和8年 7月21日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		士幌町内一円
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	十勝圏複合事務組合 十勝川流域下水道 浄化センター浄化槽汚泥等受入施設 北十勝2町環境衛生処理組合 清掃工場
	その他	事業実施に当たって各種関連法規及び士幌町長の指示する事項を遵守すること。 士幌町の許可車であることを表示すること。

令和6年7月11日

士幌町長 高 木 康 弘

